

狭あい道路拡幅整備の取り組みについて

新規「狭あい道路拡幅整備事業」令和8年度より事業化予定

【事業の目的】

幅員が4メートル未満の道路(建築基準法第42条第2項に規定する道路)について、将来的に4メートルの道路として確保・整備していくことにより、緊急車両の通行や避難経路の確保を図り、災害に強く、かつ安全で快適な住環境の形成を目的として、本事業を実施します。

【町内の狭あい道路の延長】

町道総延長 約150km うち、狭あい道路総延長 約38km (約25%)

【対象案件】

まちづくり条例事前相談時に

条例適用除外事業であり、狭あい道路案件で拡幅事業に協力する建築主等
建築主の選択(協議書の提出)

- 1 協力する ⇒ セットバック用地 **寄附又は無償使用**により道路整備
- 2 協力しない ⇒ セットバック用地 自主管理、法に違反しない旨誓約

協力いただける場合

- 1 セットバック用地**寄附**(道路境界確定済が前提)
 - ① セットバック用地の測量、分筆登記を町で行う
 - ② セットバック用地に塀等支障物がある場合、撤去・移設を建築主等に行ってもらい、かかった費用の1/2かつ30万円を限度に補助金交付
 - ③ セットバック用地を町が道路として整備
- 2 セットバック用地**無償使用**(道路境界が未確定、民地境界が未確定、寄附したくない場合等)
 - ① セットバック用地に塀等支障物がある場合、撤去・移設を建築主等に行ってもらう(完了時町へ連絡をもらう)
 - ② セットバック用地を町が道路として整備

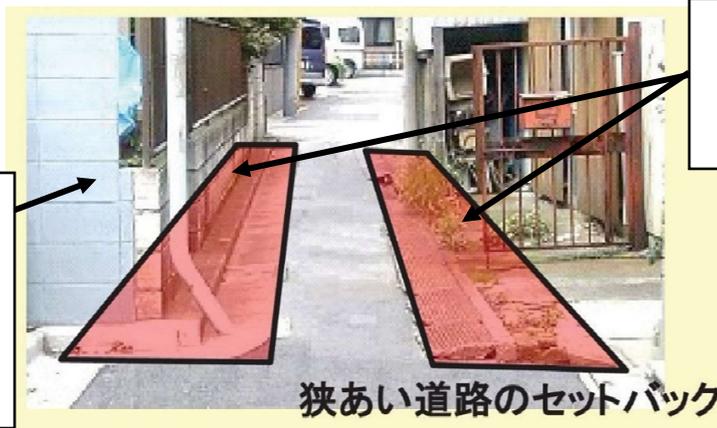
[参考] 令和5年度対象案件抽出

対象案件 24件 距離 329.24m 面積 229.04㎡ (1件平均 13.7m 9.54㎡)

因みに、まちづくり条例協議対象事業 狭あい案件 5件 距離 199.63m 面積 150.22㎡

[参考] 逗子市実績

実績 R4年度 16件、R5年度 13件、R6年度 9件



所有者が行う

- 支障物の撤去及び移設
用地寄附であれば、かかった費用の 1/2 かつ 30 万円を上限に費用補助を行う

町が行う

- 測量、分筆等
- 道路整備工事

出典：国土交通省 HP より（狭あい道路解消に向けた取組の推進に係る事業の概要）

【令和 8 年度予算】

〔歳出予算〕

事業名	狭あい道路拡幅整備事業
細節・細々節	委託料・狭あい道路拡幅整備委託料
件名等	狭あい道路拡幅整備測量等委託
予算件数	概ね 8 件
内容	道路後退用地に係る用地測量を行う
細節・細々節	工事請負費・改修工事費
件名等	狭あい道路拡幅整備改修工事
予算件数	概ね 3 件
内容	道路後退用地を、道路として使用が可能な状態にする工事を行う
細節・細々節	負担金補助及び交付金・狭あい道路拡幅整備補助金
件名等	狭あい道路拡幅整備補助金 支障物の撤去及び移転
予算件数	概ね 3 件
内容	道路後退用地に存する支障物件を撤去及び移設し、道路として整備可能な状態にする為の補助を行う。(町へ土地の寄付が前提)

〔歳入予算〕

社会資本整備総合交付金 事業費 × 補助率 1/2